

業務委託仕様書

1. 業務件名

原子力被災12市町村における広域的な広報活動をはじめとする情報発信施策の実行等に係る支援業務

2. 業務目的

福島相双復興官民合同チーム第二期復興・創生期間取組方針（令和4年3月8日付）において、広域まちづくり支援として、「各まちの重点案件、特に帰還困難区域を抱える自治体へ重点支援」、「エリア全体を俯瞰した帰還者と移住者の双方にとって魅力と活気のあるまちづくりへの支援」、「民間企業・団体等と連携した関係人口拡大・社会課題解決」、「高付加価値コンテンツの創出・定着」等が重点取組事項として位置付けられている。

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下「機構」という。）は、この方針に従い、原子力被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村とし、以下「12市町村」という。）に対する支援を実施していくこととしている。

本業務委託は、機構が上記の支援を実施するにあたり、自治体や公的機関が取り組む広報に関して専門的な知見を有する内部専門家（以下、「広報コンサルタント」という。）が機構の業務に対して必要な支援を行うことで、機構が12市町村に対して行うまちづくり支援がより効果的で復興に資するものとするを目的とする。

3. 業務背景

浪江町、双葉町、大熊町及び富岡町（以下、「双葉郡4町」という。）は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、地震による家屋の倒壊等に加え、沿岸部では津波により家屋の流失等、甚大な被害を受けるとともに、福島第一原子力発電所事故の影響により全町避難を強いられ、町民は町外での避難生活を余儀なくされた。

平成29年3月31日には浪江町において、同年4月1日には富岡町において、それぞれ帰還困難区域を除いて避難指示が解除され、平成31年4月10日には大熊町において、令和2年3月4日には双葉町において、それぞれ一部地域の避難指示が解除された。その後も、双葉郡4町では、浪江町津島地区・大堀地区、富岡町夜の森地区、大熊町下野上地区、双葉町双葉駅周辺等、特定復興再生拠点区域の避難指示が順次解除され、段階的に避難指示解除エリアが拡大してきているが、いずれの町においても町内居住者の数は震災前に比べて僅かな状況に留まっており、特に避難指示解除が間もないエリアほど町内居住者の数が少ないなど、復興の進捗状況は地域ごとに大きく異なる。かかる状況において、双葉郡4町では、東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興・再生を目指し、各町において、避難住民の帰還促

進と移住者・定住者の拡大を念頭におきながら、将来のまちづくりの指針となる復興計画を策定し、その計画の実行に向けた施策の実施に取り組んでいる。一方で、各町の情報発信の現状としては、人的リソース不足も相まって、町内居住者や避難住民に向けた生活関連の情報発信に偏らざるを得ない状況で、移住者・定住者の拡大につなげることを狙った情報発信が少ないと言える。以上の背景を踏まえ、令和6年度においては双葉郡4町の各町における広報活動に関し、SNSや広報誌といった広報ツールごとの現状分析などを通じてターゲットの設定状況を整理し、現状の広報活動の効果や課題を整理するとともに、各町の現状に即したターゲットや目的を設定しながら、町の魅力や復興の取組などの情報を戦略的に発信していくことで町の認知度向上のみならず域外からの人材や企業の呼び込みに繋げていくための広報戦略の策定を各町へ提起し、素案の作成など支援を実施した。

加えて、自立的かつ継続的な広報活動に必要な役場内の広報体制を構築するため、各町における広報担当課と役場内関係各課との連携手法、連絡体制や最適な人的リソースの配置、職員の広報力向上を目的とした職員研修の試験的な実施、広報コンテンツの外部委託支援、メディアへの積極的な発信等に係るフォーマット変更に係る支援を実施した。

令和6年度に策定した広報戦略素案に基づき、各町において広報活動を長期的に拡大・発展させていくことを期待するものの、かかる現状を踏まえると広報戦略の目的や意義について職員に浸透、定着させるためには継続的な周知・研修活動や既存の広報ツールの見直しが必要であり、引き続き専門的な知見を有する支援が必要と考えられる。

また、令和6年度の支援事業を通じて、各町の広報活動は自治体のみならず、まちづくり会社や観光協会、商工会などと協力しながら発信を行っていることが判明したため、各町の魅力を効果的に発信するためには、自治体内における関係機関、関係者を含めた一体的な広報活動の在り方を検討する必要がある。

加えて、全住民の避難を余儀なくされた双葉郡4町では、東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興・再生に向けて進捗はあるものの、復興や帰還は緒に就いたばかりであり、特にまちづくりに必要となる、各町に継続的に多様な形で関わる人（以下、「関係人口」という。）や各町で起業や投資などのビジネスを通じて関わる人（以下、「起業家等」という。）は十分でない。そのため、関係人口や起業家等をターゲットとした、戦略的な情報発信を充実していくためには、広域的な広報に関する連携体制の構築が必要と考えられる。

4. 業務内容

本業務委託において、広報コンサルタントは、上記「3. 業務背景」を踏まえた上で、「2. 業務目的」を達成するため、機構に常駐するなど適切な方法により日常的に機構職員と緊密にコミュニケーションを図りながら、要すれば機構の支援先

である自治体訪問に同行した上で、各町における魅力と活気が向上する広報活動の展開に資する業務を行うこととし、具体的には次の（１）から（３）の業務を行う。

また、それらの業務に関連する知見の提供や助言、諸課題に係る迅速な支援を実施するために必要とする調査業務や資料作成、その他機構が状況に応じて指示する業務を行うこととする。

なお、本業務委託を通じて機構が双葉郡４町を除く原子力被災８市町村に対して行う支援は、原則として令和６年度に双葉郡４町に対して取り組んだ内容や成果物（広報戦略、他自治体の優良事例調査結果および各町の広報ツール等）を最大限に活用して取り組むこととする。

（１）双葉郡４町における広報戦略の導入、定着に向けた支援業務【約６０％】

令和６年度に双葉郡４町に提示した広報戦略素案が、各町において実行力を伴うようにするためには、組織として意思決定を行うための体制を構築するとともに職員が当該戦略の目的を深く理解するための広報力向上に資する人材育成手法を実行する必要がある。そのため、広報コンサルタントは、必要な各種調査・分析、資料等の作成、専門的な助言、機構に対する支援を行う。

なお、当面の具体的業務の内容は、次の①から③とする。

① 双葉郡４町の広報戦略導入、実行に向けた体制の構築に係る支援業務

各町の要望に応じ、町役場内での組織体制の構築と当該組織の運営および職員向け説明会の企画運営について必要な各種調査・分析、資料等の作成、専門的な助言等を行う。なお、支援業務の遂行に当たっては、双葉郡４町や関係機関の動向や情勢に柔軟に対応することとする。

② 広報戦略の定着に向けた職員向け実務研修の企画、実行支援業務

上記（１）の①で策定した広報戦略を踏まえ、職員の広報力アップを目的とした育成計画の策定および効果的な研修の実践ができるよう、機構の指示に基づき、専門的な観点からの助言・提案を行う。

具体的には、各町が検討を進める各項目（役場内関係者を対象として実施する必要となる人材像やスキルセットの明確化、年間を通じた研修計画の策定、研修の外部委託もしくは外部講師の選定や派遣依頼調整業務および試験的な広報研修の実施などを通じた研修の運営体制及び効果検証に必要なドキュメント類策定など）に対する助言や調査などの支援等を行うこととする。

※写真・動画撮影、広報記事や広報資料の作成などの基礎力向上に資する研修科目を想定。

③ 広報戦略に基づく新たな施策に関する支援業務

広報戦略に基づき、これまでの広報ツールの最適化やデジタルメディアを活用した新たな広報施策の策定ができるよう、機構の指示に基づき、専門的な観点からの助言・提案を行う。

具体的には、各町が検討を進める各項目（自治体が管理・運営する HP などの情報発信サイトや SNS、デジタルサイネージなどの広報ツールの検討に必要な調査、分析、効果的な運用方法やコンテンツ企画の策定など）に対する助言や調査などの支援等を行うこととする。

(2) 情報発信力の向上に向けた広域連携体制の構築に係る支援業務【約35%】

機構が12市町村に対し、各町の状況を踏まえた上での広域的連携によって相乗効果を高められる一体感のある連携手法の検討を行うにあたり、必要な各種調査・分析、資料等の作成、専門的な助言等、機構に対する支援を行う。

なお、当面の具体的業務の内容は、次の①から③とする。

① 双葉郡4町の広域的な広報活動に関する体制の現状把握及び効果的な体制構築に係る支援業務

双葉郡4町の各町における広報戦略に基づき実行される広報活動に関し、移住定住支援や関係人口創出など、町内の関係機関と連携して取り組んでいる状況を踏まえ、町役場のみならず関係機関（まちづくり会社、商工会および観光協会など）との連携による広報活動が必要であることから、各町の取組みの現状と課題を整理した上で、関係人口や起業家等が増加するために各町が実施すべき広報活動についてあるべき連携体制の構築・運営に必要な各種調査・分析、合同勉強会等の企画立案支援、資料等の作成、専門的な助言等を行う。

② 双葉郡4町連携による広域的な広報活動による相乗効果を促す連携手法構築の検討支援

双葉郡4町の自治体が相互の情報共有や連携による広報活動に取り組むことで町の枠を超えた新たなコンテンツの創出となるよう、相乗効果が期待できる一体感のある連携手法や情報共有を実行する体制について検討するために必要な各種調査・分析、資料等の作成、専門的な助言等を行うとともに、各町の広報担当者や関係機関との調整を行う。

③ 双葉郡4町を除く原子力被災8市町村に対する広報活動に関する支援

令和6年度に双葉郡4町に対して取り組んだ内容や成果物（広報戦略、他自治体の優良事例調査結果および各町の広報ツール等）等を活用し、本業務委託を通じて機構が双葉郡4町を除く原子力被災8市町村に対する情報提供活動や各町の要望に応じた現状課題・分析などを実行する際に必要な各種調査・分析、資料等の作成、専門的な助言等を行うとともに、各町の広報担当者や関係機関との調整を行う。

(3) 各種調査・分析、資料作成等支援【約5%】

機構又は12市町村が上記(1)及び(2)に関連する各種事務を進めるに当たり必要とする各種調査・分析、資料の取りまとめや報告等に関し、機構又は12市町村からの指示又は依頼に基づき、各種資料の作成等を行う。

また、上記(1)及び(2)は現時点における業務であり、機構が12市町村への支援を行っていく中で、12市町村との協議により追加・修正される場合がある。その際には、別途機構からの指示に従うこととする。

5. 受託事業者を求める要件

- (1) 仕様に応じた専門家(復興支援に係る業務等の経験を豊富に有している者)を社内外に有しており、機構の要望に応じて適切に配員し業務運営を行うこと。
- (2) 本事業の受託事業者及び広報コンサルタントをはじめとする実施チームは、12市町村の現状は当然のこととして、経済産業省、復興庁、観光庁、福島県等の関係機関による当該地域に対する各種支援制度、並びに機構の役割、体制、支援リソース等に関する基礎的かつ基本的な理解を有していること。
- (3) 本事業の受託事業者は、域内の企業や、域外から進出が見込まれる企業等とのネットワークを広く有しており、住民・企業のニーズに関して基礎的な知見を持っていることが望ましい。自治体に対する提案内容が、上記の実状やニーズを踏まえたものになるよう留意すること。
- (4) 本事業の受託事業者は、他自治体等における広報活動の取組に関する知見を有しており、他自治体等との比較を通して、当該地域の劣位性の解消あるいは優位性の確立に関する提案を行えることが望ましい。
- (5) 本事業の受託事業者は、専門家として業務遂行にあたる者(コンサルタント等)については、過去、まちづくりに関するプロジェクト等に従事した経験(複数プロジェクトへの従事経験があればなおよい)を有していることとし、自治体関係者を含めた調整、説明等の局面においては、原則、プロジェクトマネジメントないしはそれに準じる経験を有する者により実施すること。
- (6) 公告日より直近5年以内において、上記「4. 業務内容」に記載する各事項に関連し、他自治体やまちづくり会社等に対して支援を行った実績を提案資料に明記すること。
- (7) 公告日より直近5年以内において、分野を問わず、12市町村の自治体やまちづくり会社等に対して支援を行った実績を提案資料に明記すること。

6. 履行期間

契約締結日 [契約締結後]～令和8年3月23日(月)

7. 「広報コンサルタント」の業務場所

機構本部もしくは機構が指定した場所

※機構本部の住所 960-8031 福島県福島市栄町6-6 福島セントランドビル4階

8. 「広報コンサルタント」の人員数

下記を基本として、必要に応じて調整することとする。

3日／週×4名

9. 進捗報告

(1) 週次報告

機構（課長以下）とおおよそ週次での定例会を開催し、前回定例会以降の活動実績及び次期定例会までの活動予定について報告し、指示を受けることとする。その際、活動の具体的な内容が分かる資料を機構への報告用として作成するとともに、ガントチャート等を作成し、タスクごとの進捗状況や達成状況を報告すること。

(2) 月次報告

機構（G長以上）と月次での定例会を開催し、前回定例会以降の活動実績及び次期定例会までの活動予定について報告し、指示を受けることとする。その際、支援活動概要および12市町村へ提示した資料や支援した内容を機構への報告用として編集した資料を作成するとともに、ガントチャート等を作成し、タスクごとの進捗状況や達成状況を報告すること。

10. 納入物

下記の納入物を、「11. 納入先」に記載の宛先に送付する。

(1) 報告書（履行期間終了時）：1部

(2) 参考資料、データ等を記録したCD又はDVD等の電子データ：1式

11. 納入先

960-8031 福島県福島市栄町6-6 福島セントランドビル4階

公益社団法人福島相双復興推進機構 福島本部 024-502-1115（代表）

担当：村上（080-9890-2306）、小島（070-3889-7526）

12. その他

(1) 本事業の実施にあたっては、12市町村を取り巻く情勢や周辺地域を含む地域特性等の変化を的確に捉えた上で、広報の取り組みを通じた町民の帰還促進と移住定住に向けた交流人口・関係人口の拡大等に資する支援を行うこと。また、機構と十分な意思疎通を図るとともに、機構より指示があった場合には、その指示に従うこと。

- (2) 業務を実施する中で、12市町村に対して提案や提言等を行う必要がある場合や12市町村の関係者とメールにて連絡・調整等を行う場合には、事前に機構と十分に調整することとし、機構の指示に従うこととする。
- (3) 支援業務の遂行に当たっては、過年度の支援内容にかかる情報が必要な場合は機構とまちづくりコンサルタントが協議の上、別途、契約締結後に提供の有無について判断する。
- (4) 本事業は、機構からの委託事業であることから、対外的な資料については、機構の名において発出することとし、機構の了承なくその一部又は全部を自治体等に提出しないこと。また、その資料のとりまとめにあつては、事前に機構と十分に調整することとし、機構の指示に従うこと。
- (5) 本事業の実施途中で問題、事故等が発生した場合には、直ちに機構に連絡するとともに、委託先の責任において解決すること。
- (6) 新型コロナウイルス、その他の感染症等の蔓延時において、感染拡大防止に資する十分な施策を講じるとともに、本委託事業を継続、完遂する観点から、必要に応じて機構と相談をしながら事業を実施する。
- (7) その他、不明な点がある場合は機構に問合せ、機構の指示に従うこと。

以上